

北町地区まちづくりニュース

発行：練馬区環境まちづくり事業本部
都市整備部東部地域まちづくり課
編集協力：株式会社総合計画研究所
(まちづくりコンサルタント)

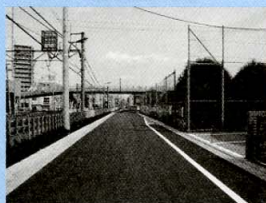
平成21年5月 第32号

北町地区では、災害に強く安全で住みよいまちをめざして、密集住宅市街地整備促進事業を進めております。この事業では、災害に強い住宅への建替えの促進、道路・公園などの基盤整備に取り組んでいます。

今年度も引き続き事業を進めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

道路整備

日常時の安全・快適な歩行及び災害時の消防・避難活動のために、道路の整備を進めています。



公園整備

日常的な憩いの場、災害時の避難場所等として活用できる公園の整備を進めています。



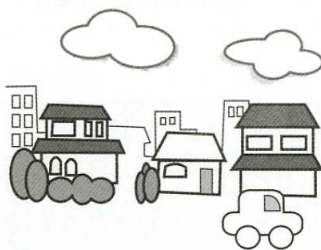
まちづくりの 意見交換

各町会、商店会の代表の方からなる「まちづくり委員会」で、区とまちづくりの取り組みについて意見交換を行っています。



まちづくりルールの検討（地区計画）

地区にあったまちづくりを進めるために、地区のみなさんと「まちづくりのルール」の検討を進めていきます。



建替え・まちづくりの 情報提供

まちづくり講座や住まいの相談会、共同建替え学習会などを開催しています。



まちづくりの状況をお知らせします

● 道路・公園の整備

当地区では、災害に強いまちをめざして生活幹線道路（幅員9m）および主要生活道路（幅員6m）の拡幅整備を進めています。沿道関係者の皆様におかれましては、道路整備事業に何卒ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

<生活幹線道路A路線>

皆様の状況に合わせて、用地取得を進めました。

引き続き用地取得を進めます。



▲ 用地取得の例

<主要生活道路2号線3期、3号線>

皆様の協力を得ながら、用地取得を進めました。

引き続き用地取得を進めます。



▲ 用地取得の例

<電車の見える公園>

地域の皆さんと一緒に検討した『電車の見える公園』の整備が完了し、平成20年12月に開園しました。

他の公園用地の取得を進めます。



▲ 桜が満開の公園の様子



平成20年度の主な取り組み

平成21年度の取り組み予定

<主要生活道路1号線2期>

現況測量の説明会を開催し、道路の現況測量を行いました。

夏頃に用地測量の説明会を行う予定です。その後、道路の用地測量を進めていきます。



▲ 現況測量の説明会の様子

● まちづくりルール(地区計画)

「東武練馬駅南口周辺地区計画検討会」が検討したまちづくりルール「地区計画」の提案内容について、対象地区内の土地・建物の権利者の方々への説明会及びアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて「地区計画検討会の最終案」をまとめました。

区は今後、検討会の最終案を受けて、「地区計画」を決めるための法律上の手続きを進めていきます。



▲ 歩行空間の検討



▲ 検討会の様子

● 建替え・まちづくりの情報提供

<住まいの相談会・まちづくり講座の開催など>

地区区民館での「住まいの相談会」に加えて、新たな試みとして、専門家が相談者の方のところへ訪問して相談を受ける「出張相談」を併せて実施しました。

まちづくり講座では「住まいと税金」をテーマに開催しました。

また、旧川越街道沿街区を中心に、権利者の方々へ建替え意向調査を実施しました。

個人での建替えやまちづくりに関する様々な学習、情報提供の場として、住まいの相談会、まちづくり講座を開催します。講座のテーマについて、まちづくりで興味があることや、話を聞きたいことがあれば、ご意見をお寄せください。

第24回まちづくり委員会を開催しました

「まちづくり委員会」は各町会・商店会の代表的な立場の方々から構成され、密集事業を中心に、北町地区のまちづくりの進め方について、ご相談させていただいております。

今回は、平成21年3月26日に第24回まちづくり委員会を開催しました。内容は以下の通りです。

- ・平成20年度事業の状況について
- ・平成21年度事業の取り組みについて
- ・まちづくりのルールづくりについて
(東武練馬駅南口周辺地区計画検討会)
- ・委員長及び副委員長の改選について



委員会の様子

共同建替えに対する助成が使いやすくなりました (複数の土地所有者がまとまって共同住宅を建てる場合)

密集事業による共同建替えに対する助成を受けるための敷地面積の要件が、150㎡から100㎡に引き下げられました。これにより、これまで助成対象外であった場所についても、新たに助成対象になる場合があります。

ご関心がある方は、お気軽に下記問い合わせ先までご連絡ください。

助成を受けるための要件

《建替え前》

○敷地面積の合計が100㎡以上

○建替え前の建物が「木造アパート」又は

「耐用年数の2/3を経過した住宅・店舗・工場」

ここが変更されました

《建替え後》 要件の変更はありません

○構造 — 耐火（鉄筋コンクリート造）又は準耐火（鉄骨造等）

○階数 — 原則地上3階以上

○住戸規模（専有面積）

「家族世帯向け37㎡以上120㎡以下（2DK以上）」

「単身者向け21㎡以上（1DK以上）」

○空地等の確保

「①建築物を道路境界線から50cm以上後退」又は

「②敷地面積の5%以上のまとまりのある空地を前面道路に接して確保」

※ただし敷地面積が300㎡以上の場合は、①及び「敷地面積の10%以上の有効空地を確保」など



問合せ先



練馬区 環境まちづくり事業本部 都市整備部 東部地域まちづくり課

TEL : 03-5984-4749 (ダイヤルイン)

担当: 関谷・二森・小山